⑺　Time-limit for tender；17：00, 23, October, 2017.

⑻　Contact point for the notice：Hidejiro Ikeda, 2nd Contract Section, Contract and Accounts Office, Policy And Legal Affairs Division Administration Department, Japan Coast Guard, 2―1―3 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100―8976 Japan. TEL 03―3591―6361 ext. 2830.

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

本入札公告に記載の業務は、技術提案を共通化できる２件の業務を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行業務である。

本件の入札にあたっては、電子入札システムにおいて２件の業務が別々に案件登録されているので、両方の業務に参加を希望する場合は、参加を希望する業務ごとに申請書の提出及び入札が必要である。

平成29年10月12日

支出負担行為担当官

福島地方環境事務所長　土居健太郎

◎調達機関番号　021　◎所在地番号　07

１　調達内容

⑴　品目分類番号　78

⑵　件名

①　平成29年度双葉町減容化施設（中間貯蔵施設）における廃棄物処理その１業務

②　平成29年度双葉町減容化施設（中間貯蔵施設）における廃棄物処理その２業務

⑶　調達件名の特質等

①　入札説明書及び仕様書等による。

②　入札説明書及び仕様書等による。

⑷　履行期間

①　契約締結の日から平成35年３月31日まで。

②　契約締結の日から平成35年３月31日まで。

⑸　業務場所

①　福島県双葉郡双葉町細谷地区（業務用地A）

②　福島県双葉郡双葉町細谷地区（業務用地B）

⑹　入札方法　本業務は、電子調達システム（ＧＥＰＳ）で行う。

入札参加者が提出した業務計画等の技術提案書及び業務費見積書について、発注者と技術対話を行ってこれらの改善等を行い、入札時に改善後の技術提案書を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する高度技術提案型総合評価落札方式（ＷＴＯ標準型）の業務である。

２　競争参加資格

入札参加者は、次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定共同企業体若しくは経常共同企業体（以下「共同企業体」という。）又は単体有資格業者（経常共同企業体を含む。以下「単体企業」という。）であること。

特定共同企業体は甲型又は乙型いずれの形態も競争入札に参加可能である。

なお、特定共同企業体として競争入札に参加する場合は、別に公示する特定共同企業体の資格決定を受けていること。また、共同企業体の構成員の数は、５者までとする。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「参加資格確認申請書等」という。）の提出期限までに、環境省における平成29・30年度一般競争参加資格のうち、「建設工事」に係る工事種別「建築工事」又は「機械設備工事」において、「Ａ」等級に格付けされている者であること。ただし、特定共同企業体（乙型）の場合であって、その代表者が「建設工事」に係る工事種別「建築工事」又は「機械設備工事」において、「Ａ」等級に格付けされている者である場合、その構成員は平成28・29・30年度全省庁統一資格のうち「役務の提供」において「Ａ」等級に格付けされている者であっても足りる。

⑷　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（これらの手続開始の決定後、環境省大臣官房会計課長が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）。

⑸　参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、環境省から「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について（平成13年環境会第９号）」に基づく指名停止を受けていないこと。

⑹　単体企業又は共同企業体の代表者は、平成13年度以降に、本業務の要求水準書で要求する仮設焼却施設の規模（１炉当たり150ｔ／日以上。）の施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第８条第１項に掲げる施設のうち、同法施行令（昭和46年政令第300号）第５条第１項に掲げる焼却施設。）を元請けとして自ら設計し、施工した実績を有すること。施工実績は、平成13年４月１日から参加資格確認申請書等の提出期限までの間に工事が完成し引渡しが済んでいるものに限るものとする。また、共同企業体としての実績である場合は、出資比率が20％以上の場合に限るものとする。

⑺　単体企業又は共同企業体（共同企業体の場合、代表者、構成員の別を問わない。）は、一般廃棄物、産業廃棄物又は特定廃棄物である焼却残さ（焼却灰及びばいじん。）の処理施設を施工した実績を有すること。施工実績は平成13年４月１日から参加資格確認申請書等の提出期限までの間に工事が完成し引渡しが済んでいるものに限るものとする。ただし、特定共同企業体（乙型）であって、構成員としての実績である場合には、当該業務を担う構成員でなければならない。また、共同企業体としての実績である場合は、出資比率が20％以上の場合に限るものとする。

⑻　単体企業又は共同企業体の代表者は、仮設焼却施設及び仮設灰処理施設（以下「仮設処理施設」という。）の建設に際して、以下の要件を全て満たす現場代理人（１名）及び監理技術者を専任で現場に常駐させることができること。ただし、特定共同企業体（乙型）にあっては、全ての構成員が監理技術者を専任で現場に常駐させることができることとするが、建設の内容が仮設処理施設のプラント機器の設置、据付、機器調整又はこれらに類するものに限定される構成員である場合は、ア及びウの要件を満たせば足りる。

なお、現場代理人と監理技術者の兼務はできない。

ア　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

イ　土木施工管理技士（１級）、建築施工管理技士（１級）又は技術士（建設部門又は総合技術監理部門（建設）。）の資格を有する者であること。

ウ　直接的かつ恒常的な雇用関係（入札の締切日以前に３ヶ月以上の雇用関係があることをいう。以下同じ。）にあること。

⑼　単体企業又は共同企業体の代表者は、仮設処理施設の運営・維持管理に際して、以下の要件をいずれも満たす運営責任者を１名、仮設処理施設に専任で配置できること。

ア　直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

イ　廃棄物処理施設技術管理者（廃棄物処理法施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第17条に定める廃棄物処理施設技術管理者をいう。以下同じ。）の資格を有し、類似施設の現場総括責任者としての経験を有する者であること。

⑽　単体企業又は共同企業体の代表者は、仮設焼却施設の運営・維持管理に関して、直接的かつ恒常的な雇用関係にある廃棄物処理施設技術管理者を１名、仮設焼却施設に専任で配置できること。

なお、仮設焼却施設の廃棄物処理施設技術管理者と運営責任者の兼務は可能とする。

⑾　単体企業又は共同企業体の代表者（特定共同企業体（乙型）にあっては、当該業務を担う構成員でも可。）は、仮設灰処理施設の運営・維持管理に関して、直接的かつ恒常的な雇用関係にある廃棄物処理施設技術管理者を１名、仮設灰処理施設に専任で配置できること。